

第10期大崎町分別収集計画

令和4年7月

鹿児島県曾於郡大崎町

1 計画策定の意義

大崎町は「豊かな自然が宝物、みんなで紡ぐ結いのまち」を目指し、町の特性を最大限に生かしながら、環境に優しい安全で住みよい町づくりを進めている。

快適で人にやさしい町づくりのためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済のライフスタイルを見直し、資源循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。本町では、一般廃棄物の管理型処分場を一部事務組合で運営しているが、平成10年度から埋立て処分を主としたごみ処理からごみのリサイクルを主としたごみ処理への転換を進め、埋立処分量の84%の削減、ごみのリサイクル率83%を達成している。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分場の埋立処分量のさらなる削減を図る目的で、町民、事業者及び行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2 基本の方針

本計画を実施するに当たっての、基本的方向を以下に示す。

- (1) 曾於南部厚生事務組合を構成する市町が協力し、ごみの減量化に努め、またリサイクルを促進する。
- (2) 町民、事業者及び行政が一体となったごみ排出量の抑制及び資源化の促進。

3 計画時期

本計画の計画時期は、令和5年4月を始期とする5ヶ年計画とし、3年ごとに改定する。

4 対象項目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度 項 目	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物	415 t	412 t	403 t	400 t	394 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者及び再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し支え合う。

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、町民及び事業所の分別収集に関する意識の把握を行うため、所要の調査等を行う。

また、今後、より効果的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、町民及び事業所の意見を積極的に反映させていく。

(1) 教育、啓発活動の充実

ア 廃棄物に関する意識の高揚

あらゆる機会を通じ、町民及び事業者に対し、ごみ排出量、処理経費等を示すことでリサイクル推進の必要性について認識を高める。

イ 学習の場の提供

副読本等を活用し、ごみの排出量抑制、ごみの適切な出し方等に関する啓発活動を積極的に進める。

ウ その他の啓発活動

容器包装廃棄物の分別収集計画の重要性と排出量抑制等の啓発。

(ア) 啓発チラシの町内全戸配布

(イ) 広報誌による容器包装リサイクル法の主旨説明及び排出量の抑制を啓発

(2) 排出抑制のための役割分担

ア 町民の役割

(ア) ライフスタイルの見直し

- a ごみ問題を意識した購買
- b 物を大切に作る心がけ
- c 不要品の有効利用

(イ) ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入

- a 使い捨て商品の使用を自粛
- b 再生品の利用を拡大
- c エコマーク商品等の利用

(ウ) 簡易包装に対する協力

- a 簡素な包装の商品を選択
- b 紙パック等の販売店回収に協力
- c マイバッグ持参を奨励

イ 事業者の役割

(ア) 流通及び販売段階での簡易包装の推進

(イ) リサイクルしやすい包装資材の使用

(ウ) 簡易包装の推進

(エ) リサイクル型商品や再生品の普及

- a リサイクルに適した商品の積極的取扱い
- b リサイクル型商品や再生品の積極的PR

- (オ) 販売した商品の自主回収の促進
 - a 空き瓶ポスト等，回収容器の設置
 - b 牛乳パック等，回収窓口の設置
 - c 家具，家電及び自転車等の販売店回収拡大
- (カ) 事業活動に伴うごみの減量化及び再資源化の促進

ウ 行政の役割

- (ア) P R活動及びイベントの実施
 - a リサイクルに関するイベント
- (イ) 環境教育
 - a 自治会代表者等を対象とした環境学習会の開催
 - b 空き缶回収等の体験学習
 - c 学習の機会の提供
- (ウ) ごみ管理の指導
 - a ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底
 - b 減量化リサイクル推進体制の充実
- (エ) 環境づくり
 - a 空きびんポスト等の回収容器の設置
 - b リサイクル情報や回収機器の提供
- (オ) 資源ゴミ集団回収の促進
 - a 集団回収団体登録制度の創設
 - b 優良団体表彰制度の創設

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量，処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，町民の協力度，指定する再生施設及び収集機材等を勘案し，収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	無色のガラス製容器
	茶色のガラス製容器
	その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック， 段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	10 t		10 t		10 t		9 t		9 t	
主としてアルミ製の容器	17 t		17 t		16 t		16 t		16 t	
無色のガラス製容器	(合計) 27 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 25 t	
	(引渡額) 27 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 25 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 42 t		(合計) 42 t		(合計) 41 t		(合計) 41 t		(合計) 40 t	
	(引渡額) 42 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 42 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 41 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 41 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 40 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡額) 7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 7 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主として段ボール製の容器	40 t		40 t		39 t		39 t		38 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 42 t		(合計) 42 t		(合計) 41 t		(合計) 41 t		(合計) 40 t	
	(引渡額) 42 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 42 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 41 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 41 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 40 t	(独自処理額) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 30 t		(合計) 30 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t	
	(引渡額) 16 t	(独自処理額) 14 t	(引渡額) 16 t	(独自処理額) 14 t	(引渡額) 15 t	(独自処理額) 13 t	(引渡額) 15 t	(独自処理額) 13 t	(引渡額) 15 t	(独自処理額) 13 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 195 t		(合計) 193 t		(合計) 190 t		(合計) 188 t		(合計) 186 t	
	(引渡額) 195 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 193 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 190 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 188 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 186 t	(独自処理額) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの積算方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率により積算した。

人口変動率は、国勢調査（平成27年度～令和2年度）の変動により次のように設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
12,015人 (対前年度比) 98.71%	11,860人 (対前年度比) 98.71%	11,707人 (対前年度比) 98.71%	11,556人 (対前年度比) 98.71%	11,407人 (対前年度比) 98.71%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

- (1) 分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。
 (2) 分別収集の実施主体は、次表のとおりとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集及び運搬段階	選別及び保管等段階
金属	アルミ製容器 スチール製容器	缶 類	町による定期回収	委託業者
ガラス	無色のガラス製容器	無色のガラス製	町による定期回収	委託業者
	茶色のガラス製容器	茶色のガラス製		
	その他のガラス製容器	その他のガラス製		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収	委託業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	委託業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別は排出者が行い、回収作業とリサイクル施設での選別、圧縮、保管などの中間処理については委託業者に委託するものとする。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
アルミ製容器	缶類	指定袋	4 t パッカー車	委 託 業 者
スチール製容器				
無色のガラス製容器	無色	プラ製 コンテナ	3 t 平ボデー車	
茶色のガラス製容器	茶色			
その他の色のガラス	その他			
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	4 t パッカー車	
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	3 t 平ボデー車	
段ボール	段ボール		4 t パッカー車	
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	指定袋	3 t 平ボデー車	
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装		7 t パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、各自治公民館等に分別収集推進協力員を配置する。

〔主な任務〕

- ア 分別収集地域啓発に関すること。
- イ 集団回収推進地域住民啓発に関すること。
- ウ ごみ排出及び資源物排出の指導及び連絡に関すること。

(2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

自治公民館等の住民団体による集団回収を促進するためリサイクル推進登録団体制度を創設し、奨励金の交付等を行う。

(3) 分別収集を進めるために必要と考えられる事項

分別収集を進めるための啓発資材等の貸与を行う。

(4) その他必要と考えられる事項

ア 町民啓発事業の実施

本町が毎年11月に実施している、ふれあいフェスタで「リサイクルコーナー」を設置し、町内外利用者に分別を体験してもらい、分別収集の必要性の啓発を行う。

参考資料

容器包装廃棄物の見込み量

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
主としてスチール製の容器	10 t	10 t	10 t	9 t	9 t
主としてアルミ製の容器	17 t	17 t	16 t	16 t	16 t
無色のガラス製の容器	27 t	26 t	26 t	26 t	25 t
茶色のガラス製の容器	42 t	42 t	41 t	41 t	40 t
その他のガラス製の容器	7 t	7 t	7 t	7 t	7 t
飲料用紙製容器	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
段ボール	40 t	40 t	39 t	39 t	38 t
その他の紙製容器包装	42 t	42 t	41 t	41 t	40 t
ペットボトル	30 t	30 t	28 t	28 t	28 t
その他のプラスチック製容器包装	195 t	193 t	190 t	188 t	186 t
計	415t	412t	403t	400t	394t